2　債権回収会社は、法第18条第２項に従い、本人に対し、その利用目的を明示する場合には、当該利用目的を書面に記載し、その書面と同一の書面をもって、当該目的に利用することについての本人の同意を取得することとする。

3　法第18条第４項の場合の例としては、通則ガイドライン３－２－５「利用目的の通知等をしなくてよい場合」に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

⑴　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）

・　暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれのある場合

⑵　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより債権回収会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

（例）

・　利用目的を知られることにより、企業秘密にかかわる事項が明らかになり、企業の健全な競争を害する場合

⑶　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（例）

・　事務代行業務として個人情報の入力等の処理業務の委託を受けて、委託者の指示の下、機械的な事務として当該個人情報を取り扱う場合

第６　個人データの管理に関する義務

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

1　データ内容の正確性の確保（法第19条関係）

⑴　債権回収会社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つこととする。

⑵　「正確かつ最新の内容」とは、利用目的に照らして最新の事実と一致することをいう。⑴の規定の努力義務は、評価又は判断に関する個人データには及ばない。

⑶　⑴の規定の目的を達成するために、債権回収会社は、次のような手続等を整備することとする。

ア　個人情報データベース等への個人データ入力時の照合・確認の手続

イ　個人データの誤り等を発見した場合の訂正・追加・削除の手続

ウ　不要となった個人データの消去・返還の手続

⑷　債権回収会社は、個人データの保存期間を設定し、利用目的の達成に必要のなくなった、次のような個人データ等は、速やかに返還又は消去するなどして取扱いを止めることとする。

ア　保存期間の満了したサービサー法第20条に基づく法定帳簿に記載された個人データ

イ　債権の買取査定のために個人データを取得したが、結局債権を譲り受けなかった場合の当該個人データ

2　安全管理措置（法第20条関係）

法第20条に規定する安全管理措置として、債権回収会社が具体的に講じなければならない措置や当該項目を実践するための手法の例等については、通則ガイドライン８「(別添) 講ずべき安全管理措置の内容」に掲げるもののほか、特に、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、例えば次のような措置を講ずることとする。

⑴　責任の所在の明確化のための措置

（例）

・　事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う部署の設置

・　事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う合議制の委員会の設置

⑵　新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備

（例）

・　個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者による事業者内の対応の確認（必要に応じ、外部の知見を有する者を活用し確認させることを含む。）

⑶　不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定

（例）

・　スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応

⑷　入館（室）者による不正行為等の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施

（例）

・　入退館（室）の記録の保存

・　個人データを取り扱う機器・装置等の破壊、火災、停電等からの保護

⑸　盗難等の防止のための措置

（例）

・　カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施

・　記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施

・　離席時の個人データの放置禁止

⑹　次の各事項に関する個人データの保護に関する内部規程類の策定及びこれに従った運用

・　安全管理に関する組織的事項

・　個人データの取扱いの各場面（取得・入力、照合・確認、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、訂正・追加及び消去・廃棄・返還等の作業）に関する手続的事項

・　防犯、防災のための物理的保護の設備及び機器設置環境に関する事項

・　情報システムの安全管理に関する事項

・　従業者に対する教育研修に関する事項

・　個人データの取扱いを委託する場合の委託先の監督に関する事項（委託先の評価及び選定基準並びに委託契約に盛り込むべき事項を含む。）

・　従業者及び委託先に対する監査に関する事項

・　個人データの漏えい等発生時の対処に関する事項

・　法令及び内部規程違反への対処に関する事項

なお、通則ガイドライン８「(別添) 講ずべき安全管理措置の内容」に掲げる「中小規模事業者」に該当する債権回収会社についても、取り扱う個人情報の性質はその他の個人情報取扱事業者と同じであることから、法の基本理念（法第３条）を踏まえ、その他の個人情報取扱事業者が講ずべき安全管理措置の内容に準じた措置を講ずることとする。

3　委託先の監督（法第22条関係）

⑴　債権回収会社は、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、通則ガイドライン及び第６．２で例示した安全管理措置の項目等が、委託する業務内容に応じて、確実に実施されることについて、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価することとする。

⑵　「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、債権回収会社が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行うよう依頼する契約をいう。